

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の 数値目標(案)について

I 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○基本指針:平成32年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

イ 平成32年度末において、平成28年度末時点の施設入所者の2%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
平成28年度末時点の入所者数(A)	320人	平成28年度末の施設入所者数
目標年度入所者数(B)	313人	平成32年度末時点の利用人員
【目標値】入所者数削減見込み(C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	7人 2.1875%	入所者数にかかる差引減少見込み数
【目標値】地域生活移行者数(D) 地域移行率(ア=D/A×100)	29人 9.0625%	施設入所からGH等へ移行した者の数

II 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

○基本指針:平成32年度末までに、各市町村に保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の有無
平成32年度末時点での協議の場	○有・無
考え方(想定される体制等)	
障害者自立支援協議会地域生活移行部会を活用する。	

III 地域生活支援拠点の整備

○基本指針:平成32年度末までに、各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも1つの拠点を整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	整備の有無
平成32年度末時点での地域生活支援拠点	有・無
考え方(想定される機能、体制等)	
既存の社会資源が連携することにより、障害者の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)を面的に整備する。	

Ⅳ 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

○基本指針:福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の成果目標を設定する。

目標の設定にあたっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
平成28年度の一般就労移行者数(A)	27人	平成28年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値=B/A	41人 1.5185倍	平成32年度において福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労する者の数

② 就労移行支援事業の利用者数

○基本指針:平成32年度末における就労移行支援事業の利用者が、平成28年度末の利用者数の2割以上増加することを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

項目	数値	考え方
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数(A)	92人	平成28年度末において就労移行支援事業を利用した者の数
【目標値】目標年度の就労移行支援事業の利用者数(B=A×1.2)	111人 120.65%	平成32年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

③ 就労移行率の3割以上の事業所の割合

○基本指針:平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指し、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定。

※「就労移行率」の定義:

ある年度の翌4月1日時点での就労移行支援事業の利用者数と当該年度中に一般就労へ移行した者の割合

項目	数 値	考 え 方
平成32年度末の就労移行支援事業所の数 (A)	16 箇所	平成32年度末における就労移行支援事業所の数
平成32年度末の就労移行率3割以上の事業所の数 (B)	8 箇所	平成32年度末において就労移行率3割以上の事業所の数
【目標値】目標年度の就労移行率3割以上の事業所の割合 (B/A)	50 %	平成32年度末において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所の割合

④ 就労定着支援利用による職場定着率

○基本指針：各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上となることを目指し、地域の実情を踏まえて設定。

※ 「1年後」の定義

「支給決定から1年超となる日」(＝満1年に該当する日の翌日)を指す。

(例)「平成30年4月1日」に支給決定を受けた場合、「平成31年4月1日」を指す。

→ したがって、事業導入開始となる平成30年度は、「支給決定から1年後」に該当する者なし。

※ 以下、項目・数値・考え方については、今後厚生労働省から取扱いが示される予定のため、(案)とする。

項目	数 値	考 え 方
平成30年度の就労定着支援事業の支給決定者数 (A)	0 人	平成30年度において就労定着支援事業の支給決定を受けた者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	0 人 #DIV/0! %	平成30年度において、支給決定を受けてから1年後まで職場定着した者の数 (※平成30年度は該当者なし。)
平成31年度の就労定着支援事業の支給決定者数 (A)	0	平成31年度において就労定着支援事業の支給決定を受けた者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	0 人 #DIV/0! %	平成31年度において、支給決定を受けてから1年後まで職場定着した者の数
平成32年度の就労定着支援事業の支給決定者数 (A)	0	平成32年度において就労定着支援事業の支給決定を受けた者の数
【目標値】目標年度の職場定着者数 (B) 目標値 = (B/A)	0 人 #DIV/0! %	平成32年度において、支給決定を受けてから1年後まで職場定着した者の数

V 障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児支援の提供体制

○基本指針：平成32年度末までに、各市町村に下記について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

・児童発達支援センター：少なくとも1か所以上

・保育所等訪問支援：利用できる体制を構築する。

・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	3箇所	各市町村に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援の提供体制	1箇所	各市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援・放課後等デイサービスの確保	1箇所	各市町村に少なくとも1か所以上確保する。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

○基本指針：平成30年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定。

項目	協議の有無
平成30年度末時点での協議の場	有・無
考え方(想定される体制等)	